資料①

令和８年度
一般競争入札説明書

目　　次

◎一般競争入札の概要　……　２

◎入札手続について　……　３

糸島市総務部公共施設管理課マネジメント係

一般競争入札の概要

糸島市では、下記の日程で一般競争入札により、市有地を売却します。

一般競争入札とは、市があらかじめ決めた最低売却価格以上で、最も高い価格で入札した人に売却する方法です。

１．入札参加申請書受付

期間　令和８年 11 月 30 日（月）から令和８年 12 月 21 日（月）まで
※土・日・祝日を除く。

時間　９時 00 分から 16 時 45 分まで（ただし、12 時から 13 時の間は除く）

場所　糸島市役所　総務部　公共施設管理課（庁舎４階）

２．入札参加資格確認通知

期間　令和９年１月 15 日（金）までに通知

３．入札保証金の納付

納期　令和９年１月 19 日（火）まで

金額　入札書記載の金額の１００分の５以上の額
（落札者は、契約保証金の一部に充当します。落札者以外の入札保証金は還付します。）

４．入札

日時　令和９年１月 20 日（水）10 時から

場所　糸島市役所　12 号会議室

５．契約締結期限

期限　令和９年２月 10 日（水）まで
※落札者が、期限までに契約を結ばない場合には、納付された入札保証金は、糸島市に帰属します。

６．売買代金の納付

金額　落札金額から契約保証金を差し引いた額

期限　令和９年３月 11 日（木）まで

※手続き等の詳細については、次ページ以降をご覧ください。

入札手続について

１．一般競争入札物件（土地）

物件番号 １			
所　　在　　地		面積（公簿）	地目（公簿）
糸島市篠原東一丁目 641 番２		339 ㎡	雑種地
区域区分	用途地域	最低売却価格(円)	建ぺい率/容積率
市街化区域	第一種低層住居専用地域	１８，５８５，０００円	50%－80%
備考	○建築基準法第２２条指定区域 その他土地に関すること ○開発の際は文化財保護法第 93 条の届出が必要です。 ○建築物高さの最高限度 10m、外壁の後退距離 1.0m、最低敷地面積 165 ㎡の制限有（別紙糸島市 Web マップ-都市計画情報参照） ○宅地分譲等の際は糸島市都市計画課と協議が必要です。（糸島市開発行為等に関する指導規程の手続きの有無を確認してください。） ○墓地跡地 ○令和８年５月掘削調査業務実施 ○令和６年 10 月確定測量実施 その他契約に関すること ○隣地里道内に防犯灯があります。市にて移設予定ですので、購入者は契約後に、市との協議をお願いします。		

物件番号 ２			
所　　在　　地		面積（公簿）	地目（公簿）
糸島市前原中央二丁目 79 番１		1,035.30 ㎡	宅地
区域区分	用途地域	最低売却価格(円)	建ぺい率/容積率
市街化区域	商業地域	８１，７００，０００円	80%－400%

備考	○準防火地域 その他土地に関すること ○宅地分譲等の際は糸島市都市計画課と協議が必要です。（糸島市開発行為等に関する指導規程の手続きの有無を確認してください。） ○テレワークセンター跡地 ○令和８年 11 月埋設管調査 ○令和８年３月確定測量実施 その他契約に関すること ○敷地内に水路があるため、購入者の費用負担にて敷設替えを行う必要があります。

物件番号 ３			
所　在　地		面積（公簿）	地目（公簿）
糸島市二丈深江二丁目 602 番 44		1206.12 ㎡	宅地
区域区分	用途地域	最低売却価格(円)	建ぺい率/容積率
非線引き区域	第一種住居地域	２１，２２１，６０６円	60%－200%
備考	○建築基準法第２２条指定区域 その他土地に関すること ○開発の際は文化財保護法第 93 条の届出が必要です。 ○宅地分譲等の際は糸島市都市計画課と協議が必要です。（糸島市開発行為等に関する指導規程の手続きの有無を確認してください） ○第一町裏団地跡地 ○令和８年３月境界確定測量実施		

※詳細は、物件調書をご覧のうえ、現地確認をしてください。
※法令等による制限は、各担当部署にて確認をしてください。
※各物件は現状のままの引き渡しとなります。敷地内の工作物（上下水道埋設管含む）、立木等の撤去費用等については落札者の負担となります。また、造成・建築工事の際には、文化財発掘調査に係る費用を落札者が負担する場合があります。

２．入札参加資格

入札は、個人、法人を問わず参加できますが、次のいずれかの事項に該当する場合は、入札に参加できません。

（１）未成年者

（２）成年被後見人

（３）被保佐人

（４）被補助人

（５）破産者で復権を得ない者

（６）糸島市の市税の滞納がある者

（７）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項の規定に該当する者

（８）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

（９）暴力団員が役員となっているもの

（10）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者

３．入札参加申請

（１）入札参加申請書類

①入札への参加を希望する人は、競争入札参加申請書および添付書類（申請日の前３か月以内に発行されたものに限る）を提出して、入札参加資格の有無の確認を受けてください。

②添付書類は、次のとおりです。

ア．法人の場合は、法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、役員名簿

イ．個人の場合は、住民票の写し

ウ．市税にかかる徴収金（本税および延滞金等）に滞納がないことの証明書

エ．誓約書

（２）受付場所・期間

①受付場所（持参の場合）

糸島市前原西一丁目１番１号　糸島市役所　総務部　公共施設管理課　庁舎４階

②郵送先（郵送の場合）

〒819-1192

糸島市前原西一丁目１番１号　糸島市役所　総務部　公共施設管理課

郵送は配達記録が残る方法で行ってください。

②受付期間

令和８年 11 月 30 日（月）から 12 月 21 日（月）まで（土･日･祝日を除く。）の９時 00 分から 16 時 45 分まで（12 時から 13 時までは除く。）

郵送の場合、12 月 21 日（月）の消印有効。

（３）その他

①申請書の提出は、受付場所へ直接持参するか、配達記録が残る方法で郵送先まで郵送してください。申請書の記入誤りや添付書類の不足等があると不受理となります。その場合は受付期間中に再度ご申請ください。

②落札した場合は、申請者が登記名義人となりますので、登記名義人を共有にしたい時は、連名（共有）で申請してください。

４．入札参加資格確認通知

入札参加資格の有無については、令和９年１月 15 日（金）までに通知書を郵送にて通知します。なお、この通知書は入札当日に持参してください。

５．入札保証金の納付

（１）入札参加者は入札保証金として、入札書に記載する金額の 100 分の５以上の金額を、令和９年１月 19 日（火）までに、糸島市が発行する納入通知書により、納付しなければなりません。なお、この領収書は入札当日に持参してください。ただし、入札参加者が保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、入札保証金を免除します。

（２）落札者以外には入札保証金を還付します。その場合は、利息を付しません。

（３）落札者が契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その者が納付した入札保証金は、糸島市に帰属することになります。

６．入札および開札

（１）入札日時　　令和９年１月 20 日（水）　午前 10 時から

※ 物件番号順に順次行います。また、入札中止の物件がある場合は、順次繰り上げて入札を行います。

（２）入札および開札場所

糸島市前原西一丁目１番１号　糸島市役所　12 号会議室（舎南側建物２階）

（３）入札方法等について

①郵送による入札は認めません。

②入札に参加する場合は、入札開始時刻までに会場に入場すること。
③入札開始時刻までに入場しない場合は、棄権とみなします。

（４）開札について

開札は、入札終了後、入札の場所において入札者又はその代理人を立ち会わせて行います。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、当該入札事務に関係のない本市職員を立ち会わせて行います。

（５）入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とします。
①入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したもの
②入札保証金が所定の額に達しないもの
③一の入札に同一の入札者から２通以上の入札書が出されたもの
④入札者の記名、押印のないもの
⑤金額その他主要事項の記載が不明確なもの
⑥入札者が明らかに協定して入札し、その他入札に際し不正行為があったと認められるもの
⑦その他入札に関する条件に違反したもの

（６）落札者の決定

①開札の結果、糸島市が示した最低売却価格以上で、最高価格の入札者をもって落札者とします。
②落札者となる同価の入札者が２名以上ある時は、くじにより決定します。

７．契約締結、売買代金の納付

売買契約の締結は令和９年２月 10 日（水）までに行います。契約締結の前日までに、契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を市が発行する納付書により納付していただきます。この場合、入札保証金を契約保証金の一部に充当します。

契約は実印で行なっていただきますので、その確認のため契約締結時には、印鑑登録証明書を提出してください。

契約書（1 通分）に貼り付けが必要な印紙代は落札者にてご負担いただきます。

なお、正当な理由がなく落札者により契約が解除された場合、落札者は、契約金額の１００分の 10 に相当する額を違約金として期間内に支払わなければなりません。

契約締結後は、令和９年３月 11 日（木）までに、売買代金を一括して納付していただきます。

８．所有権の移転等

（１）所有権は売買代金の納入が完了したときに移転するものとし、同時に土地を引き渡したものとします。

（２）物件は、現状有姿のまま引き渡します。

（３）売買代金が全額納付されたことを市が確認した後、糸島市にて所有権移転登記申請手続を行います。

（４）所有権移転登記申請手続は市が行います。登録免許税等の登記に要する一切の費用は買受人の負担とします。

９．その他

（１）現地説明会は実施しませんので、入札に参加する人は入札日前までに現地を確認してください。

（２）本件の一般競争入札の結果について問い合わせがあった場合は、入札参加者数、落札価格の情報の提供を行うことがあります。

（３）本件の一般競争入札において契約に至らなかった場合は、入札日の翌日から先着順受付で売り払うことがあります。

（４）競争入札参加申請書、入札書、誓約書に使用する印鑑は、全て、同一の印鑑とします。

（５）委任状を提出される入札参加者は、届け出た代理人の使用印鑑を入札書に使用することとします。

１０．問い合わせ先

糸島市前原西一丁目１番１号
糸島市　総務部　公共施設管理課　マネジメント係
ＴＥＬ：０９２－３３２－２１０３（直通）
ＴＥＬ；０９２－３２３－１１１１（代表／内線 1244）
ＦＡＸ：０９２－３２４－８３５５
E-mail：kokyoshisetsu@city.itoshima.lg.jp

資料②

市有物件売却・入札心得

１　入札書は、総金額（入札保証金額を含めた額）、日付、住所、氏名、電話番号を記入の上押印してください。

２　代理人が入札に参加するときは、代表者の委任状を提出してください。

３　次の各号の１に該当する入札は無効とします。
(1)　入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
(2)　入札書の記載金額を加除訂正した入札
(3)　入札書に記名、押印がないとき
(4)　入札者（代理人）が同一事項について二以上の入札をしたときの双方の入札
(5)　代理人が委任状を提出しないで入札したとき
(6)　落札予定者や入札価格を取り決めて競争を制限する不正行為を行ったとき
(7)　その他入札に関する条件に違反した入札

４　一度提出した入札書の引換変更、または取消を認めません。

５　入札保証金は、入札書記載の金額の１００分の５以上の額を、令和９年１月１９日（火）までに納付してください。

６　落札者が指定する日までに契約を締結しない場合には、前項５の入札保証金は糸島市に帰属します。

７　最低売却価格を超える最高額入札者を落札者とします。

８　落札者となるべき者が２名以上あるときは、くじにより落札者を決定します。

９　落札は、即時口頭をもって落札者に通知します。

10　落札者は、指定する日までに売買契約を締結するものとします。

11　契約を締結しようとする者（契約保証金の納付を免除されている者を除く。）は、契約金額の１００分の１０に相当する額以上の契約保証金を納付し、またはこれに代える担保を提供しなければなりません。

12　正当な理由がなく落札者が契約を解除した場合においては、落札者は、契約金額の１００分の１０に相当する額、または担保を違約金として期間内に支払わなければなりません。

13　落札者が次の各号に該当するときは、落札を取り消します。
(1)　売買契約の締結を辞したとき、又は指定した日までに締結しないとき
(2)　入札に際し、不正があったと認められるとき

14　前各号のほか、全て入札執行者の指示によるものとします。

資料③

○糸島市契約事務規則

平成22年1月1日
規則第60号
改正　平成23年 3月31日規則第11号
平成23年 8月10日規則第19号
平成26年3月11日規則第18号
平成26年3月20日規則第40号
平成28年3月24日規則第16号
平成28年3月29日規則第21号
平成30年3月28日規則第5号
令和3年6月23日規則第15号
令和4年3月25日規則第7号
令和4年3月28日規則第12号
令和6年3月28日規則第14号
令和7年3月31日規則第14号

目次

第1章　総則(第1条―第3条)
第2章　一般競争入札(第4条―第14条)
第3章　指名競争入札(第15条―第17条)
第4章　随意契約(第18条―第20条)
第5章　契約の締結(第21条―第24条)
第6章　契約の履行(第25条―第32条)
第7章　雑則(第33条)
附則

第1章　総則

(趣旨)

第1条　糸島市の契約に関し必要な事項は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　法　地方自治法(昭和22年法律第67号)をいう。

(2)　政令　地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)をいう。

(3)　各部長　市長事務部局及び教育委員会事務局の部長、福祉事務所長、議会事務局長、担当部長並びに消防長

(4)　各課の長　市長事務部局の課長、室長、参事、企画監及び担当課長並びに議会事務局の課長並びに教育委員会事務局の課長、参事、企画監及び担当課長並びに会計課長並びに消防本部の課長並びに選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の事務をつかさどる課の長をいう。

(5)　契約担当者　市長又は次条の規定により契約を締結する権限を委任された者をいう。

(平23規則11・平28規則21・平30規則5・令4規則7・一部改正)

(市長の権限の委任)

第3条　市長は、別に定めのあるもののほか、各部長及び各課の長に対して、当該各部課の所管に属する事務で配当を受けた歳出予算の範囲内で売買、貸借、請負その他の契約を締結することを委任することができる。

第2章　一般競争入札

(入札参加者の資格の公示等)

第4条　市長は、政令第167条の5の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、これを公示するものとする。

(入札の公告)

第5条　契約担当者は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、法令に定めのあるもののほか、その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに掲示その他の方法により、その旨を公告しなければならない。

2　前項の規定による公告には、次に掲げる事項を掲載しなければならない。

(1)　入札に付する事項

(2)　入札に参加する者に必要な資格

(3)　入札に必要な書類を示すべき場所

(4)　入札、開札の日時及び場所

(5)　入札保証金及び契約保証金に関する事項

(6)　入札の無効に関する事項

(7)　その他必要な事項

(入札保証金)

第6条　一般競争入札に参加しようとする者の納付すべき入札保証金の額は、その者の見積る契約金額の100分の5以上の額(インターネットを利用して市の公有財産及び物品の売払いを行うシステム(以下「公有財産売却システム」という。)による入札にあっては、予定価格の100分の10以上の額)とし、入札前に納付しなければならない。

2　政令第167条の7第2項に規定する担保は、市長が確実と認める金融機関(公有財産売却システムによる入札にあっては、公有財産売却システムを運営する事業者)の保証とする。

3　入札保証金は、落札者決定の後還付しなければならない。ただし、落札者の入札保証金については、還付しないで契約保証金に充当することができる。

(平23規則11・平28規則16・一部改正)

(入札保証金の全部又は一部の免除)

第7条　次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1)　一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2)　一般競争入札に参加しようとする者が、過去2年間に国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者で、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3)　一般競争入札に参加しようとする者が、政令第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定により市長が定める資格を有する者で、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4)　公有財産売却システムによる入札において、予定価格が10万円未満であるとき。
（平23規則11・平28規則16・一部改正）
（予定価格の作成）
第8条　予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価について、その予定価格を定めることができる。
2　予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短、支払時期等を考慮して、適正に定めなければならない。
（予定価格書）
第9条　契約担当者は、入札に付する事項の予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札の場所に置かなければならない。ただし、入札前に予定価格を公表する場合にあっては、封書にすることを要しないものとする。
2　前項の規定にかかわらず、公有財産売却システムによる入札にあっては、入札に付する事項の予定価格を記載した書面の作成を要しないものとする。
（平23規則11・一部改正）
（入札）
第10条　入札は、1件ごとに入札書を1通作成しなければならない。ただし、公有財産売却システムによる入札にあっては、当該システムに必要事項を登録することにより入札書に代えることができる。
2　インターネットを利用して市が発注する建設工事に係る入札を行うシステム(以下「電子入札システム」という。)により入札を行う旨を入札公告で指定した案件(以下「電子入札案件」という。)にあっては、入札は、当該システムに必要事項を登録することにより、又は市長が別に定める方法により入札書を提出することにより行う。
3　代理人による入札の場合、入札の前に委任状を提出させなければならない。
（平23規則11・令6規則14・一部改正）
（入札の執行の取消し又は執行中止）
第11条　契約担当者は、一般競争入札を行うに当たり、不正その他の理由により競争の実益がないと認めるとき、又は天災地変等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を取り消し、又は中止することができる。
（無効とする入札）
第12条　次に掲げる入札は、無効とする。
(1)　入札に参加する者に必要な資格のないもののした入札
(2)　入札書が所定の日時までに到着しない入札
(3)　入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札
(4)　談合その他の不正行為によってされたと認められる入札
(5)　入札保証金を納付すべき場合において、入札保証金が納付されていない入札又はその額が所定の額に達していない入札
(6)　入札書に入札書記載の金額、入札者の氏名及び押印(公有財産売却システム又は電子入札システムによる入札にあっては、押印を要しないものとする。)のない入札又はこれらが分明でない入札
(7)　入札書記載の金額を訂正した入札
(8)　電子入札案件において市長が別に定める方法によらずに入札書を提出した入札
(9)　その他入札に関する条件に違反した入札
（平23規則11・令6規則14・一部改正）
（落札の通知）
第13条　契約担当者は、落札者が決定したときは、直ちに口頭又は書面(公有財産売却システム又は電子入札システムによる入札にあっては、電子メール)をもってその旨を落札者に通知するとともに、落札者に対し契約締結についての必要事項を通知しなければならない。
（平23規則11・令6規則14・一部改正）
（せり売り）
第14条　第4条から第9条まで、第11条及び前条の規定は、せり売りの場合に準用する。
第3章　指名競争入札
（入札参加者の資格及び公示）
第15条　市長は、政令第167条の11第2項の規定により指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、これを公示するものとする。
（入札者の指名）
第16条　市長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、競争入札有資格者名簿に登録された者のうちから市長が定める指名基準に基づき原則として4人以上の入札参加者を指名するものとする。
2　前項の場合においては、第5条第2項第1号及び第3号から第7号までに掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。
（一般競争入札に関する規定の準用）
第17条　第6条から前条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。この場合において、第7条第3号中「第167条の5第1項及び第167条の5の2」とあるのは「第167条の11第2項」と、第10条第2項中「入札公告」とあるのは「指名通知」と読み替えるものとする。
（平28規則16・令6規則14・一部改正）
第4章　随意契約
（随意契約）
第18条　契約担当者は、次に掲げる場合は、随意契約によることができる。
(1)　売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の場合にあっては、予定貸借料の年額又は総額)が別表左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額を超えないものとするとき。
(2)　政令第167条の2第1項第2号から第9号までの規定に該当するとき。
2　政令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する規則で定める手続は、次に掲げるとおりとする。
(1)　契約を締結した後において、契約の相手方の名称及び所在地、契約の名称、契約履行の場所、契約期間、契約金額並びに随意契約の相手方とした理由について、速やかに公表すること。
（平23規則19・一部改正）
（予定価格）
第19条　契約担当者は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第8条及び第9条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。
（見積書の徴収）
第20条　契約担当者は随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。
第5章　契約の締結
（契約書の作成）
第21条　契約担当者は、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を作成しなければならない。

2　契約書には、契約の目的、契約金額及び履行期限に関する事項のほか次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。
(1)　契約履行の場所
(2)　契約保証金
(3)　契約代金の支払又は受領の時期及び方法
(4)　履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
(5)　権利義務の譲渡等の禁止
(6)　危険負担及び契約不適合責任
(7)　監督及び検査
(8)　暴力団の排除に関する事項
(9)　その他必要な事項
3　市長は、必要があるときは、前2項の規定により標準となるべき契約書の書式を定めるものとする。
4　契約担当者は、前項の書式が定められたときは、当該書式に準拠して契約書を作成しなければならない。
（平26規則40・令4規則12・一部改正）
(契約書の省略及び請書)
第22条　契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前条の規定による契約書の作成を省略することができる。
(1)　契約金額が50万円以下の契約をするとき。
(2)　物件を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物件を引き取るとき。
(3)　物件を購入する場合において、直ちに現物の検収ができるとき。
(4)　せり売りにするとき。
(5)　国若しくは独立行政法人、公庫等の政府関係機関又は地方公共団体若しくはその他公共団体と契約するとき。
2　契約担当者は、前項の規定により契約書の作成を省略する場合においては、請書を徴するものとする。
3　前2項の規定にかかわらず、契約金額が30万円未満の場合は、見積書をもって契約書に代えることができる。
（平26規則18・一部改正）
(契約保証金)
第23条　政令第167条の16第1項の規定により本市と契約を締結する者の納付すべき契約保証金の額は、当該契約金額の100分の10以上の額(公有財産売却システムによる入札にあっては、当該入札により納付した入札保証金の額)とし、契約の締結前に納付しなければならない。
2　政令第167条の16第2項において準用する政令第167条の7第2項に規定する担保は、次に掲げるものとする。
(1)　市長が確実と認める金融機関の保証
(2)　公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証
(3)　公有財産売却システムを運営する事業者の保証
3　契約保証金は、契約の履行後還付する。ただし、公有財産又は物品を売り払う契約に係る契約保証金を売払代金に充当するときは、この限りでない。
（平23規則11・一部改正）
(契約保証金の全部又は一部の免除)
第24条　次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
(1)　契約の相手方が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
(2)　契約の相手方から委託を受けた保険会社が本市と工事履行保証契約を締結したとき。
(3)　第4条の規定により市長が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者についてその者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
(4)　公有財産又は物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
(5)　公有財産の売払いの契約において、政令第169条の7第2項の規定により確実な担保を徴して売払代金の延納の契約をしたとき。
(6)　国若しくは独立行政法人、公庫等の政府関係機関又は地方公共団体若しくはその他公共団体と契約するとき。
(7)　契約の性質又は目的により、契約保証金を納付させる必要がないと市長が認めるとき。
第6章　契約の履行
(監督職員)
第25条　法第234条の2第1項に規定する監督は、当該事務の主管する各課の長又はその命じる者(以下「監督職員」という。)がこれを行うものとする。
（平28規則21・一部改正）
(監督及び指示)
第26条　前条に規定する者は、必要があるときは、契約上の業務の履行について、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、立会い、工程の管理、履行途中における工事製造等に使用する材料の試験又は検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をするものとする。
2　契約の相手方は、契約上の義務の履行について、市長及び監督職員の指示に従わなければならない。
(検査職員の職務)
第27条　市長から検査を命じられた職員(以下「検査職員」という。)は、当該請負契約についての給付の完了の確認(部分払を行う場合の既済部分の確認を含む。)について、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について、検査を行わなければならない。
2　検査職員は、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認(部分払を行う場合の既納部分の確認を含む。)について、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。
3　検査職員は、前2項の場合において必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験して検査を行うことができる。
4　検査職員は工事の請負契約については、完了の通知を受理した日から14日、その他の契約については、完了の通知を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。
5　検査職員は、検査を完了したときは、検査調書を作成しなければならない。ただし、当該契約金額が30万円を超えない契約に係る検査については、請求書等の表面余白に契約履行確認の旨及び年月日を記載し、署名又は記名押印することをもって検査調書の作成に代えることができる。
6　検査職員は、検査の結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものと認めるときは、その旨及びこれに必要な措置を契約の相手方に通知しなければならない。
（令3規則15・一部改正）
(監督の職務と検査の兼職禁止)
第28条　検査職員は、特別の必要があるときを除き、監督職員の職務と兼ねることができない。

（監督及び検査の委託）
第29条　前3条の規定は、政令第167条の15第4項の規定により市の職員以外の者に監督又は検査を委託した場合に準用する。
（契約の変更）
第30条　契約の相手が天災事変その他やむを得ない理由により履行期間内に義務の履行ができない場合には、契約を変更することができる。
2　市長は、市の都合により必要があると認めたときは、契約内容及び履行期間の変更並びに履行の全部又は一部の中止をすることができる。この場合において、必要があると認めたときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は必要な費用等を市が負担するものとする。
3　前2項の規定により契約を変更した場合は、請書を提出しなければならない。
4　第2項の規定により設計変更をした場合は、当初設計金額に対する契約金額の割合に応じて契約金額を変更するものとする。ただし、1円未満の端数は、切り捨てる。
（契約の解除）
第31条　市長は、市の都合により必要があると認めたとき、又は契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
(1)　正当な理由がないのに契約を履行しないとき、又は履行期間内に履行の見込みがないと認められるとき。
(2)　関係法令、規則等の規定に違反したとき。
(3)　居住不明となったとき。
(4)　契約の履行に当たって、市長が任命した監督職員の当該契約に定めるところによる指示に従わなかったとき、又はその職務執行を妨害したとき。
(5)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であるとき。
(6)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。
(7)　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
2　契約の相手方は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
(1)　前条第2項の規定による契約内容の変更のため、契約金額が3分の2以上減少したとき。
(2)　前条第2項の規定による履行の一時中止期間が履行期間の2分の1（履行期間の2分の1が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
3　市長は、前2項の規定に該当して契約が解除された場合には、検査に合格した既済部分を市の所有とし、設計単価に基づき算出して得た既済部分の額に設計金額に対する契約金額の割合を乗じて得た額を代価として支払うことができる。
4　市長は、第1項の規定に基づき市の都合により行う契約の解除及び第2項の規定による契約の解除で契約の相手方に損害が生じた場合において必要があると認められるときは、前項に規定する代価のほか、その損害額を支払うことができる。
（平26規則40・一部改正）
（部分払の限度額）
第32条　契約担当者は、請負契約に当たっては、その既済部分に対する代価の10分の9、物件の買入れその他の契約に当たっては、その既納部分に対する代価を超えない範囲内で部分払をすることができる。ただし、その性質上可分の請負契約に係る完済部分にあっては、その代価の範囲内とするものとする。
2　前金払をしたときにおける部分払の額は、前項の規定により部分払をしようとする額から前払金の額に出来高の割合を乗じて得た額を差し引いた額とする。
3　前2項の規定により部分払のできる回数は、別に定めるところによる。

第7章　雑則

（補則）
第33条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）
1　この規則は、平成22年1月1日から施行する。
（経過措置）
2　この規則の施行の日の前日までに、合併前の前原市財務規則（昭和62年前原市規則第8号）、二丈町財務規則（昭和63年二丈町規則第1号）若しくは志摩町財務規則（平成13年志摩町規則第22号）又は解散前の糸島地区消防厚生施設組合財務規則（昭和47年糸島地区消防厚生施設組合規則第　号）（以下これらを「合併等前の規則」という。）の規定に基づいてされた契約に関する事務のうち、この規則の施行の際引き続き継続しているものについては、この規則の相当規定によりされたものとみなす。
3　この規則の規定中期間に係る規定は、合併等前の規則の規定に基づき経過した期間を通算する。

附　則（平成23年3月31日規則第11号）
この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附　則（平成23年8月10日規則第19号）
この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成26年3月11日規則第18号）
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附　則（平成26年3月20日規則第40号）
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附　則（平成28年3月24日規則第16号）
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附　則（平成28年3月29日規則第21号）
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附　則（平成30年3月28日規則第5号）
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附　則（令和3年6月23日規則第15号）
この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和4年3月25日規則第7号）
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附　則（令和4年3月28日規則第12号）
この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和6年3月28日規則第14号）
この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和7年3月31日規則第14号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第18条関係）

（令7規則14・一部改正）

1　工事又は製造の請負	200万円
2　財産の購入	150万円
3　物件の借入れ	80万円
4　財産の売払い	50万円
5　物件の貸付け	30万円
6　前各号に掲げるもの以外のもの	100万円